

令和 7 年 3 月 3 1 日

各府省官房長等 殿

人事院事務総局職員福祉局長

「超過勤務を命ずるに当たっての留意点について」の一部改正について（通知）

「超過勤務を命ずるに当たっての留意点について（平成 3 1 年 2 月 1 日職職— 2 2）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
2 上限時間の特例関係  (1) 職員に規則 1 5—1 4 第 1 6 条の 2 の 2 第 2 項の規定により、同条第 1 項各号に規定する時間又は月数（以下「上限時間等」という。）を超えて超過勤務を命ずることができるか否か	2 上限時間の特例関係  (1) 職員に規則 1 5—1 4 第 1 6 条の 2 の 2 第 2 項の規定により、同条第 1 項各号に規定する時間又は月数（以下「上限時間等」という。）を超えて超過勤務を命ずることができるか否か

については、当該職員が従事し、又は従事していた特例業務（同条第2項に規定する特例業務をいう。以下同じ。）の状況、当該特例業務の規模及び発生時期並びに当該特例業務に当該職員が従事した期間を考慮して、上限時間等に係る期間ごとにそれぞれ判断する必要があること。特に、同条第1項第2号イ及びハに規定する時間は、脳・心臓疾患の発症との関連が強いとされる水準であることから、当該時間を超えて超過勤務を命じようとする場合には、職員の疲労の蓄積及び心身の状況にも十分配慮して判断する必要があること。

(2)及び(3) (略)

3 (略)

4 超過勤務縮減に向けた対策

運用通知第10の第18項の「適切な対策」の例としては、同項に定めるもののほか、業務の在り方や処理方法の見直し、計画的な業務遂行、管理者が超過勤務縮

については、当該職員が従事し、又は従事していた特例業務（同条第2項に規定する特例業務をいう。以下同じ。）の状況、当該特例業務の規模及び発生時期並びに当該特例業務に当該職員が従事した期間を考慮して、上限時間等に係る期間ごとにそれぞれ判断する必要があること。

(2)及び(3) (略)

3 (略)

4 超過勤務縮減に向けた対策

運用通知第10の第18項の「適切な対策」の例としては、業務の在り方や処理方法の見直し、計画的な業務遂行、管理者が超過勤務縮減に積極的に取り組み、率

<p>減に積極的に取り組み、率先して退庁するなどの職場環境の整備や、人員配置の見直し等が考えられること。</p>	<p>先して退庁するなどの職場環境の整備や、人員配置の見直し等が考えられること。</p>
--	--

以 上